

## つくば市電力の調達に係る環境配慮契約方針（案）

### （目的）

第1条 つくば市電力の調達に係る環境配慮契約方針（以下「本方針」という。）は、国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号。以下「環境配慮契約法」という。）に基づき、つくば市（以下「本市」という。）が電力を調達するに際し、環境に配慮した契約を締結するために必要な事項を定める。

### （定義）

第2条 本方針における、「電力の調達に係る環境配慮契約」とは、本市が行う電力調達において、第7条に定める資格の要件を満たすことを入札参加資格要件の一つとして競争入札により契約者を選定する契約のことをいう。

### （対象）

第3条 本方針は、本市の全ての高圧受電施設及び特別高圧受電設備における電力を調達する際に適用する。ただし、地方自治法施行令第167条の2第1項に該当する場合を除く。

### （評価項目）

第4条 本方針における評価項目は、次のとおりとする。

- (1) 二酸化炭素基礎排出係数
- (2) 二酸化炭素調整後排出係数
- (3) 再生可能エネルギーの導入状況

### （評価項目数値）

第5条 前条に定める評価項目の数値は次のものとする。

- (1) 二酸化炭素基礎排出係数

地球温暖化対策推進法に基づき、環境大臣及び経済産業大臣により公表されている最新の二酸化炭素基礎排出係数

- (2) 二酸化炭素調整後排出係数

地球温暖化対策推進法に基づき、環境大臣及び経済産業大臣により公表されている最新の二酸化炭素調整後排出係数

(3) 再生可能エネルギーの導入状況

以下の算定式によるものとする。

なお、他小売電気事業者への販売分は含まないものとする。

(算定式)

再生可能エネルギーの導入状況 (%) = (ア+イ) ÷ ウ × 100

ア 平成 29 年度に自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の量 (送電端 (kWh))

イ 平成 29 年度に他社より購入した再生可能エネルギー電気の量 (送電端 (kWh))

ただし、再生可能エネルギーの固定価格買取制度による買取電力量は除く。

ウ 平成 29 年度の供給電力量 (需要端(kWh))

(再生可能エネルギー電気)

第 6 条 本方針における再生可能エネルギー電気とは、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第二条第 4 項に定められる再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力 (30,000kW 未満、ただし、揚水発電は含まない)、地熱、バイオマス、その他政令で定めるものを用いて発電された電気とする。

ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる再生可能エネルギー電気については含まない。

(資格の要件)

第 7 条 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報を開示しており、かつ、第 4 条に定める評価項目について、別表 1 「つくば市電力の調達に係る環境配慮評価基準 (以下「評価基準」という。)」に示す配点により算定した評価点の合計が 115 点以上の小売電気事業者が入札参加資格を有するものとする。

なお、電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報の開示は、経済産業省「電力の小売営業に関する指針」に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。

2 新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成を開示していないものは、参入日から 1 年間に限って開示予定時期 (参入日から 1 年以内に限る) を明示することにより、適切に開示したものとみなす。

(審査)

第8条 本市が行う電力調達契約の落札候補者決定後、落札候補者は、自身の評価点を評価基準により算定し、その評価点及び前条に定める電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報の開示状況を、電力調達契約評価項目等報告書(様式第1号)に記載し、入札参加資格審査として市長の指定する方法により、市長へ提出するものとする。

2 総務部契約検査課長は、入札参加資格審査において、小売電気事業者から提出された電力調達契約評価項目等報告書の内容から、入札参加資格の有無を審査するものとする。

3 総務部契約検査課長は、入札参加資格審査に際し、電力調達契約評価項目等報告書の内容を生活環境部環境政策課長に確認するものとする。

(方針改定)

第9条 小売電気事業者の電源構成及び二酸化炭素排出係数は毎年変わることに基づき、基準の見直しを行う。見直しを行う際は、小売電気事業者における公正な競争の確保に留意することとする。

(契約結果の通知)

第10条 電力調達契約を締結した課等の長は、その契約の結果について、電力調達契約結果通知書(様式第2号)を用いて、生活環境部環境政策課長に通知するものとする。

(実施結果の公表)

第11条 市長は、毎会計年度の終了後、環境配慮契約の実施結果を公表する。

附 則

本方針は、平成31年4月1日から施行する。

別表1 つくば市電力の調達に係る環境配慮評価基準

項目	配点	
(1) 平成29年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数(基礎排出係数) (単位 kg-CO <sub>2</sub> /kWh)	0.000 以上 0.425 未満	90
	0.425 以上 0.450 未満	85
	0.450 以上 0.475 未満	80
	0.475 以上 0.500 未満	75
	0.500 以上 0.525 未満	70
	0.525 以上 0.550 未満	65
	0.550 以上 0.575 未満	60

	0.575 以上	0
(2) 平成 29 年度 1kWh 当たり の二酸化炭素調整後排出係数 (調整後排出係数) (単位 kg-CO2/kWh)	0.000 以上 0.425 未満	70
	0.425 以上 0.450 未満	65
	0.450 以上 0.475 未満	60
	0.475 以上 0.500 未満	55
	0.500 以上 0.525 未満	50
	0.525 以上 0.550 未満	45
	0.550 以上 0.575 未満	40
	0.575 以上	0
(3) 平成 29 年度の再生可能エ ネルギー導入状況 (単位 %)	5.00 %以上	20
	3.00 %以上 5.00 %未満	15
	1.50 %以上 3.00 %未満	10
	0 %超 1.50 %未満	5
	活用していない	0